

皆様、こんにちは。日本では梅雨時にもかかわらず連日、真夏日が続いている一方、フィリピンではだいぶ暑さも和らいで来ているように感じますが、皆様体調崩されず過ごせておりますでしょうか？まもなくパリ・オリンピックが始まりますが、日本選手の大活躍を期待したいと思います。

先月号より「会計監査のいろは」として会計監査の流れや対応方法を解説しています。前号では監査の目的をご説明しましたが、本号では会計監査の対象となる財務諸表が準拠すべきルール（会計基準）について解説いたします。会計監査を実施するには、財務諸表がどのルール（会計基準）に基づいて作成されているかを確認することが重要となります。

1. 各会計基準の比較

まず世界で採用されている会計基準をポイントを絞って比較してみたいと思います。

	J-GAAP	US-GAAP	IFRS	PFRS
名称等	日本会計基準	アメリカ会計基準	国際財務報告基準	フィリピン財務報告基準
特徴	細則主義 （詳細に数値基準や具体的規則を設定）	細則主義 （詳細に数値基準や具体的規則を設定）	原則主義 （大まかなルール（原則）を設定し、企業はその原則のなかで解釈）	IFRS をベースとしている*
収益の捉え方	フローすなわち純利益（収益－費用）を重視しているといわれる。	ストックすなわち純資産（資産－負債）を重視しているといわれる。利益は純資産の増減から計算。	ストックすなわち純資産（資産－負債）を重視しているといわれる。利益は純資産の増減から計算。	IFRS をベースとしている*
適用対象等	・日本で一般的に適用（税法との関係も考慮）	・米国内の上場企業で適用が義務化	・EU 域の上場企業で適用が義務化 ・世界 110 以上の国で適用	・フィリピン国内の会社で適用が義務化

*一部業種への収益認識基準の適用などに差異がありますが、PFRS は IFRS とほぼ同等とされています。

2. 会計基準差（GAAP 差）

上述のように各国で適用される会計基準はそれぞれ異なるものの、近年は会計基準の国際的な収斂が進んでおり、以前に比べると会計基準の差異（GAAP 差）は少なくなってきました。しかし依然として会計基準差が残っており、日本の会計基準で認められる会計処理が、異なる会計基準の下では異なる処理をするケースもあります。フィリピンの PFRS は IFRS と同等であることから、ここでは日本基準と IFRS の主要な差異をいくつか記載しています。

	日本基準	IFRS
M&A 時に受け入れた無形資産の評価	特許権や商標権など法律上の権利は時価評価して計上	ライセンス契約、顧客リストなどの無形資産も時価評価して計上
非上場株式の貸借対照表計上額	原則として取得原価	時価評価
のれん	20 年以内で定額償却	非償却（ただし減損テストあり）

固定資産の耐用年数	原則、法人税法の耐用年数を使用	企業が固定資産の使用を予測する期間
減損損失の戻入	不可	減損の原因となった事象が解消された場合戻入可（のれんは除く）

日本基準と IFRS の会計基準差としてよく取り上げられるのが、のれんの（非）償却です。他にも固定資産の耐用年数についても日本では一般的に税法の耐用年数を会計でも利用しますが、IFRS では自社で使用が見込まれる期間にわたって償却します。これはフィリピンの PFRS においても同様です。

3. 中小企業向け PFRS

フィリピンの PFRS は IFRS と同等と言われていますが、企業の規模等に応じて簡易的な会計基準も適用されます。中小企業に適用される PFRS for SMEs (Small and Medium-Sized entities) 及び PFRS for SE (Small Entities) については IFRS と同等ではないため留意が必要です。

適用基準	対象会社	特徴
PFRS	PFRS for SMEs または PFRS for SE 適用会社以外の会社	IFRS と同等
PFRS for SMEs	総資産 100 百万ペソ以上 350 百万ペソ以下もしくは総負債 100 百万ペソ以上 250 百万ペソ以下の中小企業	PFRS と比較して簡素化された内容
PFRS for SE	- 総資産もしくは総負債が 3 百万ペソ以上 100 百万ペソ未満 - 他国で事業もしくは投資を行っていない などの要件を満たした企業	PFRS-SMEs に比して、更なる簡素化 （簡易な会計処理の例） リース、退職給付、 税効果会計

自らがどの会計基準を適用しているかを知ることが、自社の財務諸表がどのルールに沿って作成されているかを把握することになるため重要になってきます。例えば、日本基準を採用している日本の親会社とフィリピン現法が適用する会計基準について議論する場合に必要になります。フィリピン現法の財務諸表にも適用する会計基準は必ず記載されています。

2. Basis of Preparation

Statement of Compliance

The financial statements of the Company have been prepared in accordance with Philippine Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities (PFRS for SMEs).

また、外部監査人の監査報告書にもどの会計基準を適用した財務諸表を監査したかが必ず記載されています。ご興味があればご確認ください。

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at December 31, 20** and 20** and its financial performance and its cash flows for the years then ended in accordance with Philippine Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities (PFRS for SMEs).

本稿では第 2 回目として監査をする前提となるルール（会計基準）について説明しました。次回は「監査と重要性」について解説する予定です。よろしくお願いいたします。

KPMG R. G. Manabat & Co. は、世界 154 カ国、20 万人以上の世界最大級の国際会計事務所である KPMG International の Member Firm です。日本の KPMG あずさ監査法人とも連携をし、約 1,300 名のプロフェッショナルが監査、税務、アドバイザリー業務を皆様に提供しております。ご質問等ございましたら以下の担当者までお気軽にお問い合わせください。

小宮 祐二 M:0917-852-7526 E-mail:ykomiya1@kpmg.com

尚、当資料、情報に基づいて被ったいかなる損害につきましても、一切の責任を負いかねます。

Yuji Komiya is a Director from Japan Desk of KPMG R.G. Manabat & Co. (KPMG RGM&Co.), the Philippine member firm of KPMG International. This article is for general information purposes only and should not be considered as professional advice to a specific issue or entity. The views and opinions expressed herein are those of the author and do not necessarily represent the views and opinions of KPMG International or KPMG RGM&Co. For comments or inquiries, please email ph-inquiry@kpmg.com or ph-kpmgmmla@kpmg.com.